

## つがる市広報紙及びホームページ広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、つがる市広報紙(以下「広報紙」という。)への有料広告の掲載並びにつがる市ホームページ(以下「ホームページ」という。)へのバナー広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料広告 法人、個人事業者、市民活動団体等(以下「事業者」という。)が、市に掲載料を納付し、広報紙に掲載する広告
- (2) バナー広告 事業者が、市に掲載料を納付し、ホームページに掲載する広告
- (3) 広報紙発行日 つがる市広報紙発行規則(平成17年つがる市規則第1号)第3条に定める日

(掲載の基準)

第3条 有料広告及びバナー広告(以下「広告」という。)の掲載については、次に掲げるものに該当する広告は掲載しない。

- (1) 市の広報紙及びホームページ(以下「広報媒体」という。)に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
  - (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
  - (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
  - (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
  - (8) 法令の規定による広告規制に違反するもの
  - (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないと認めるもの
- 2 バナー広告の場合にあつては、リンク先に前項各号に掲げる情報が含まれるものがある場合は、その掲載はしないものとする。

(広告の掲載料等)

第4条 広告の規格、掲載料及び掲載場所については、次表のとおりとする。

区分	規格		掲載料	掲載場所
有料広告	1号広告	縦 4.4 cm×横 8.8 cm (1色刷り)	7,000 円	広報紙の各ページ (1ページ目と最終ページを除く) の最下段
	2号広告	縦 4.4 cm×横 17.8 cm (1色刷り)	14,000 円	
バナー広告	(1)縦 40 ピクセル×横 200 ピクセル以内 (2)データ量は 10KB 以内 (3)画像形式は G I F (アニメーション G I F 可)、J P E G、P N G のいずれか		市内に本社、支店、営業所、店舗、事務所等を有する事業者	市ホームページ中 トップページ下段
			2,000 円/月	
			10,000 円/6 箇月	
		上記以外	5,000 円/月	
			25,000 円/6 箇月	

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報媒体による公募とする。

2 1事業者が当該月に掲載できる広告は、それぞれ1枠とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(掲載申込方法)

第6条 有料広告の掲載を希望する者は、掲載希望広報紙発行日の前6箇月から前2箇月(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とする。)までに、つがる市広告掲載申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)及び広告原稿(写真、図表等を含む。電子データ可)を市長に提出するものとする。

2 バナー広告の掲載を希望する者は、掲載希望月の前月の初日(ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日とする。)までに、申込書及びバナー広告の表示原稿(電子データのみ)を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定により広告の掲載を申し込む場合は、申込書及び業務内容概要書(任意様式)を提出するものとする。ただし、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(つがる市条件付き一般競争入札実施要領第6条に規定する条件付き一般競争入札参加資格申請書をいう。)を提出している場合又は申込書受付日を基準として過去1年以内に掲載している事業者が広告の掲載の申込みをする場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定により広告の掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、広告の掲載を希望する者に対し

て、つがる市広告掲載承認（不承認）通知書（様式第2号）により速やかにその旨を通知するものとする。

（掲載料の納付）

第8条 前条第2項の規定により承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する日までに掲載料を全納しなければならない。

（掲載料の返還）

第9条 既納の掲載料は返還しない。ただし、次に該当すると認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（1）市の都合により広告の掲載をすることができなくなったとき。

（2）市長が正当な事由であると認めたとき。

2 前項ただし書の規定により広告の掲載料の返還を受けようとする者は、つがる市広告掲載料返還申請書（様式第3号）につがる市広告掲載承認（不承認）通知書を添付して市長に提出しなければならない。

3 広告の掲載料の返還の額は、市長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（当該期間が1箇月に満たないもの又はその期間に1箇月未満の端数がある場合は、1箇月として計算する。）の掲載料に相当する額とする。

4 前項の返還の額には、利息を付さないものとする。

（バナー広告の掲載期間）

第10条 バナー広告の掲載期間は、1箇月を単位とする。

2 バナー広告の掲載の開始日は、月の初日とする。

3 バナー広告の掲載の終了日は、月の末日とする。

4 バナー広告は、掲載した月の初日から起算して6箇月まで連続して掲載することができる。

（バナー広告掲載申込内容等の変更）

第11条 広告主は、掲載期間中にバナー広告及びリンク先等を変更しようとする場合は、つがる市バナー広告変更申請書（様式第4号）及び表示原稿（電子データのみ）を、変更しようとする日の前15日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請については、第3条の規定を準用する。

（掲載の取りやめ）

第12条 広告主は、広告掲載の取りやめを求めるときは、つがる市広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 広告主（バナー広告を除く。）は、前項の規定にかかわらず、有料広告が掲載される広報紙発行日の前30日以内は、掲載の取りやめはできないものとする。ただし、市長が正当な事由であると認めた場合はこの限りでない。

3 第1項の規定によりバナー広告の取りやめの申し出を受けたときは、広告掲載取りやめ依頼日からバナー広告を削除する。

（掲載の取消し）

第13条 市長は、次に該当すると認められるときは、つがる市広告掲載承認取消通知書（様式第6号）により掲載の承認を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

（2）広告の内容が第3条の規定に該当したとき。

2 前項の規定により掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済及び損害賠償等の請求の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

3 広告、原稿等の作成費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、第7条第2項の規定により承認された広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 広告主は、広告の内容その他の広告に関する一切のことについて関係法令を遵守しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 広告等の掲載を行うために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に収入役が在職する場合においては、その任期中に限り、様式第2号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後のつがる市広報紙及びホームページ広告等取扱要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この告示は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項次表の有料広告の項掲載料の欄中「7,000円」とあるのは、平成31年3月31日まで「3,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

つがる市広告掲載申込書

年 月 日

つがる市長

住所又は所在地  
申込者 氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電話・FAX

(担当者氏名 )

つがる市広報紙及びホームページ広告取扱要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載種別

有料広告

規格 1号広告  
2号広告

希望掲載月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月号～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月号 ( \_\_\_\_\_ 箇月)

バナー広告

希望掲載月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ( \_\_\_\_\_ 箇月)

※リンク先のアドレス ( \_\_\_\_\_ )

2 添付書類

\_\_\_\_\_

(事務処理欄)

つがる市広告掲載承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

つがる市長



年 月 日付けで申込みのあった広告は、下記のとおり承認（不承認）します。

記

1 掲載種別

有料広告

規格  1号広告  
 2号広告

掲載月 年 月号～ 年 月号 ( 箇月) 金額 円

バナー広告

掲載月 年 月 ～ 年 月 ( 箇月) 金額 円

2 注意事項

- (1) 掲載料は、納付書に記載されている期日までにお支払いください。
- (2) 疑義が生じた場合は、市役所所管課と協議してください。

3 支払先

(口座) 青森銀行木造支店  
(普通) 72191  
(名義) つがる市会計管理者

4 不承認の理由

つがる市広告掲載料返還申請書

1 掲載種別	<input type="checkbox"/> 有料広告 規格 <input type="checkbox"/> 1号広告 <input type="checkbox"/> 2号広告 掲載月 _____ 年 月号～ _____ 年 月号 ( _____ 箇月)
	<input type="checkbox"/> バナー広告 掲載月 _____ 年 月 ～ _____ 年 月 ( _____ 箇月) (理由) 1 市の都合により広告を掲載することができなくなった 2 その他
2 掲載料納額等	_____ 円
3 承認期日	_____ 年 月 日
4 返還申請額	_____ 円
5 支払金融機関	金融機関名
	口座番号
	名義人

上記のとおり申請します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

つがる市長

住 所

申 請 者

氏 名

Ⓜ

つがる市バナー広告変更申請書

年 月 日

つがる市長

住所又は所在地  
申込者 氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電話・FAX

つがる市広報紙及びホームページ広告取扱要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更内容

変更前	
変更後	

2 変更希望日

\_\_\_\_\_年 月 日

つがる市広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

つがる市長

住所又は所在地  
申込者 氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電話・FAX

つがる市広報紙及びホームページ広告取扱要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載の取りやめを申し出ます。

記

1 掲載種別

有料広告

規格 1号広告  
2号広告

掲載月 年 月号～ 年 月号 ( 箇月)

バナー広告

掲載月 年 月 ～ 年 月 ( 箇月)

※リンク先のアドレス ( )

2 広告掲載取りやめ依頼日

年 月 日

つがる市広告掲載承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

つがる市長



年 月 日付け 第 号で承認した広告の掲載については、下記のとおり取り消します。

記

1 掲載種別

有料広告

規格  1号広告  
 2号広告

掲載月 \_\_\_\_\_ 年 月号～ \_\_\_\_\_ 年 月号 ( \_\_\_\_\_ 箇月)

バナー広告

掲載月 \_\_\_\_\_ 年 月 ～ \_\_\_\_\_ 年 月 ( \_\_\_\_\_ 箇月)

※リンク先のアドレス( \_\_\_\_\_ )

2 取消しの理由